



平成 18 年 5 月 22 日

各 位

電 源 開 発 株 式 会 社
代表取締役社長 中垣 喜彦
(コード番号：9513 東証第一部)
問合せ先：総務部広報室
(電話：03-3546-2211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 54 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確化し、環境変化に即応できる経営体制を構築するために、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、所要の変更を行うものであります (変更案第 20 条)。
- (2) 監査体制の一層の強化、充実を図るために、監査役の員数を 4 名以内から 5 名以内に変更するものであります (変更案第 25 条)。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。
 - ① 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) により定款に定めがあるものとみなされている事項について明確化するために、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨ならびに株式に係る株券を発行する旨の規定を新設するものであります (変更案第 4 条、第 7 条)。
 - ② 株主総会参考書類等の開示情報を一層充実させるために、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示した場合、株主の皆様に対して提供したものとみなす旨の規定を新設するものであります (変更案第 15 条)。
 - ③ 社外監査役に有用な人材を迎えることができるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります (変更案第 31 条第 2 項)。
 - ④ その他、「会社法」の施行に合わせ、文言および引用条文の変更、規定の削除、その他の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日 (予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 本会社は、電源開発株式会社と称し、英文では、Electric Power Development Co.,Ltd.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、国内及び国外において、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>((1)～(13) 省略)</p> <p>(本店)</p> <p>第3条 本会社の本店は、東京都中央区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告)</p> <p>第4条 本会社の公告は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(株式総数)</p> <p>第5条 本会社の発行する株式の総数は、6億6千万株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p><u>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、6億6千万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 本会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 本会社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>	<p>定款に定めがあるものとみなされている事項について、明確化するものがあります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p> <p>定款に定めがあるものとみなされている事項について、明確化するものがあります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言および引用条文を変更するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>(1単元の株式数)</p> <p>第7条 本会社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 本会社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 本会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載又は記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人の設置)</p> <p>第10条 本会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>本会社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第9条 本会社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2 本会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 本会社の株券の種類、<u>株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、法令に定められた事項を確信的に記載している規定を削除するとともに、定時株主総会の基準日として第3章に移設するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するとともに、法令に定められた事項を確信的に記載している規定を削除するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 本会社の定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>3 株主総会は、東京都区内において招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第12条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第13条 <u>本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>現行定款第9条から移設するものであります。</p> <p>株主総会参考書類等の開示情報を一層充実させるために、規定を新設するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>は、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に<u>あたる</u>多数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、法人が株主である場合には、使用人を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、株主又は代理人は、<u>総会毎</u>に本会社に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会等 (取締役の員数)</p> <p>第15条 本会社に13名以内の取締役を置く。</p> <p>(取締役の選任決議)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を<u>除き</u>、出席した<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に<u>当たる</u>多数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、法人が株主である場合には、使用人<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、株主又は代理人は、<u>株主総会ごと</u>に本会社に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任決議)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>会社法の施行に合わせ、文言および引用条文を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、代理人の数を定めるとともに、文言を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 本会社に、社長1名、必要に応じ、副社長及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から<u>選任</u>する。</p> <p>2 社長は、会社を代表する。</p> <p>3 社長のほか、取締役会の決議を<u>も</u>つて、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p> <p>4 社長は、取締役会の決議に基づいて、会社の業務を統轄する。</p> <p>5 社長に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を代理し又はその職務を行う。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第19条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>3 取締役会を招集するには、会日の2日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急止むを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役会に関するその他の事項は、取締役会で定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 本会社に、社長1名、必要に応じ、副社長及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議によって取締役の中から<u>選定</u>する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 社長のほか、取締役会の決議によ<u>つ</u>て、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>	<p>取締役の経営責任を明確化し、環境変化に即応できる経営体制を構築するために、取締役の任期を2年から1年に短縮するとともに、任期の調整規定を削除し、また、会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(取締役会の権限) <u>第20条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、本会社の重要な業務を決定する。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) <u>第21条 取締役会の決議は、取締役会を構成する取締役のうち過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役の報酬) <u>第22条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) <u>第23条 本会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></u></p> <p>2 本会社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) <u>第24条 本会社に4名以内の監査役を置く。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) <u>第24条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) <u>第25条 本会社に5名以内の監査役を置く。</u></p>	<p>会社法の施行に合わせ、法令に定められた事項を確信的に記載している規定を削除するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、法令に定められた事項を確信的に記載している規定を削除するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言および引用条文を変更するものであります。</p> <p>監査体制の一層の強化、充実を図るために、監査役の員数を4名以内から5名以内に変更するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(監査役の選任決議) 第25条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役及び常任監査役) 第27条 <u>監査役の互選により、常勤の監査役を置く。</u></p> <p>2 <u>監査役の互選により、常勤の監査役の中から常任監査役を置くことができる。</u></p> <p>(監査役会) 第28条 監査役会を招集するには、会日の2日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急止むを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第29条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の報酬) 第30条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(監査役の選任決議) 第26条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役及び常任監査役) 第28条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>2 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役の中から常任監査役を置くことができる。</u></p> <p>(監査役会) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の報酬等) 第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、法令に定められた事項を確信的に記載している規定を削除するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 本会社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第32条 本会社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第33条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第34条 <u>本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第35条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社は、その支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>利益配当金及び中間配当金には、前項の期間内であっても、利息を付さない。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第32条 本会社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第33条 本会社は、<u>株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として期末配当をすることができる。</u></p> <p>2 <u>本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第34条 <u>金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社は、その支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>金銭による剰余金の配当には、前項の期間内であっても、利息を付さない。</u></p>	<p>社外監査役に有用な人材を迎えることができるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するとともに、会社法の施行に合わせ、文言および引用条文を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するとともに、剰余金の配当として中間配当に関する規定を現行定款第34条から移設するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、剰余金の配当として前条に移設するものであります。</p> <p>会社法の施行に合わせ、文言を変更するものであります。</p>